

宇に鑪九ツありとをいッハ燈上よ双（一）
二方の鑪一ツハ内陣の入口を堅め（一）
二ツハ室物の鑪とを伝正曰本堂、翠簾七
重を懸て其内ハ井あり井の中に輪室を初
至（一）と云僧もい多り（一）七重の内を見る
人（一）と云或人曰輪室の内ハ旧記あり
若火災ある時ハ初至（一）
中に舊旧記火災を述りて爲とを予事仕の
刃（一）あれを志（一）とし（一）
記之同板の内の内ハ本地伝正所とて堅横

ハ人余唐令（一）
其内ハ室あり南之羽鳥（一）
と二羽ハ大將軍義教大権非細川持氏永
享二年八月一日本願律師とあり（一）
三代 後花園院の年号（一）
る三十二年なり（一）
羽鳥山権現の伝正所親善のおえ（一）
とあり（一）
久（一）
い（一）